

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
3月10日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 救急病院の認定(医療政策課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
 - 山口都市計画道路事業の認可(都市計画課).....
 - 山口都市計画道路事業の変更認可(都市計画課).....
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
 - 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定(こども家庭課).....
 - 児童福祉施設に係る指定管理者の指定(こども家庭課).....
 - 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区大原換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....
 - 一般競争入札の実施(物品管理課).....

山口県告示第百号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県済生会下関総合 下関市安岡町八丁目五番一号 病院 令和一一、三、三一

山口県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 下松田布施線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
光市大字塩田字宗通寺一八九三二の 一地从先から 熊毛郡田布施町大字宿井字吉水一〇 七二二の一地从先まで	新	最狭 四三・二 最広 七八・四	一〇三・九	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下松田布施線	光市大字塩田字宗通寺一八九三二の一地从先から 熊毛郡田布施町大字宿井字吉水一〇七二二の一地从先まで	令和八年三月十一日

山口県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業を次のとおり認可した。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画道路事業三・四・八 一本松朝倉線
- 三 事業施行期間
令和八年三月十日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市前町、松美町、湯田温泉一丁目及び泉都町

山口県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山口都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称
山口市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
山口都市計画道路事業三・四・九東山通り下矢原線
- 三 事業施行期間
平成三十一年三月五日から令和十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
山口市矢原

山口県告示第百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市清瀬町三丁目四二二の二九	四・〇 (四・五)	二六・七	令和八、一九



(六一) 山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者の指定

山口県母子・父子福祉施設条例（昭和四十六年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第八条第一項の規定により、山口県母子・父子福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口市吉敷下東三丁目一番一号
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事。
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - (四) 条例第六条の規定により、母子・父子福祉センターの利用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(六二) 児童福祉施設に係る指定管理者の指定

児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。）第五条の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置

名 称	位 置
山口県みほり学園	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間

(六三) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大原換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区大原換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大原換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年三月十一日から同月三十日まで
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(六四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和八年三月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

刑事手続IT化用端末装置 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和八年十二月十八日

(四) 納入場所

山口県警察本部刑事部刑事企画課ほか十六箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百十四号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査にお

いて、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和八年三月十日から同年五月二十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和八年五月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和八年五月二十二日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和八年五月二十二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年五月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for digital transformation of criminal procedures

(3) Delivery period: December 18, 2026

(4) Delivery place: Investigative Planning Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and 16 other locations

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 21, 2026 (If brought in person: 11:00 A.M. May 22, 2026)